

# 一般社団法人鹿角青年会議所役員選任の方法に関する規定

## 第1章 目 的

第1条 本規定は、本会議所定款第31条により、本会議所の次年度の役員（理事長、副理事長、専務理事、理事、監事）の選出の方法を定めたものである。

## 第2章 理事長・監事選出委員および理事の選出のための選挙管理委員会

第2条 理事長・監事の選出委員および理事を選挙により選出するため、その選挙の管理および執行を行う機関として選挙管理委員会をおく。（以下選挙管理委員会と称する）

第3条 選挙管理委員会は、委員長1人、委員4人の定員5人とし、委員長は理事のうちから、委員は正会員のうちから当該年度理事長が理事会の承認を得て毎年6月30日までに各々指名により選出する。

2 委員の欠員を生じた時は、その補欠は前項に準じ理事長がこれを指名する。

第4条 選挙管理委員会の任期は4ヶ月とする。ただし、理事会の決議により任期を延期することができる。

第5条 委員長は、選挙管理委員会の議事を整理し、委員会を代表して、選挙の管理および執行に関して責に任ずる。

第6条 選挙管理委員会の議事は、全委員の総意でもってこれを決する。

## 第3章 理事長・監事の選出委員会

第7条 次年度の理事長および監事を選出するために、理事長・監事選出委員会を置く。（以下選出委員会と称する）

第8条 選出委員会は、当該年度理事および理事経験者7人によって組織され、委員長には当該年度理事長がこれにあたる。ただし、委員長の指名により顧問を置くことができる。

第9条 6人の選出委員は、7月の理事長・監事選出委員会選挙において3人連記かつ無記名投票によって選出する。

第10条 投票は有権者1人につき1票とし、選挙管理委員会立会いのもとで選挙人が直接これを投票する。その日時・場所・方法・投票用紙については選挙管理委員会がこれを指定する。

2 やむを得ない事由により、投票日に直接投票できない有権者は、選挙管理委員会の定めた方法により不在者投票をすることができる。

第11条 開票は、当該年度監事立会いのうえ、選挙管理委員会がこれを行わなければならない。

第12条 得票多数の上位者より順次選出委員会当選者とし、下位に同数得票があつて順位定まらざる場合には、当該年度

監事立会いのもと選挙管理委員会の合議により決する。

- 第13条 選出委員会の選挙人は、当該年度6月30日現在の正会員であり、被選挙人は、当該年度理事および理事経験者、当該年度6月30日現在において正会員であるものとする。ただし、理事長経験者は除く。
- 第14条 選挙管理委員会は、選挙人および被選挙人名簿を作成したうえ、7月の選出委員会選挙執行日の前5日間本会議所の事務局に備え付けて正会員の縦覧に供しなければならない。
- 第15条 前条名簿に著しい脱漏または誤載があった場合は、当該年度有権者において縦覧期間に理由を記載し文書を持って、選挙管理委員会に異議を申し立てることができる。
- 2 異議申立があった場合、委員会は速やかにこれを調査し、異議を認めた場合は、選挙人名簿および被選挙人名簿への追加、あるいは更正を異議申立日より5日以内にこれをなし、かつ遅滞なくその決定を告知しなければならない。ただし、縦覧期間経過後の異議申立は認めない。
- 第16条 選挙管理委員会は、被選挙人名簿を選挙執行日の3日前に到着するよう有権者に交付もしくは送付しなければならない。

#### 第4章 理事長・監事の選出

- 第17条 選出委員会は、選出委員の総意により次年度の理事長および監事2人以上を選出する。
- 第18条 前条によって選出された次年度の理事長および監事は、当該年度の6月30日現在において、正会員たることを要する。ただし、下記に掲げるものは被選挙人となり得ない。
- (1) 会費の納入を著しく遅滞しているもの
  - (2) 次年度において正会員の資格なきもの
  - (3) 理事経験なきもの
  - (4) 暴力団員不当行為防止法違反、傷害罪、暴行罪、凶器準備集合罪、脅迫罪、背任罪、脱税に関する罪などで罰金以上の刑執行後5年以内の者
  - (5) 禁固懲役の刑執行後5年以内の者
  - (6) 暴力団員でなくなってから5年以内の者
  - (7) 監事においては正会員でなくてもよい
- 第19条 選出委員会は、第11条により選出された次年度の理事長・監事の氏名を遅くとも8月7日までに理事会に通知しなければならない。

#### 第5章 理事選挙

- 第20条 次年度の理事（当該年度理事長を除く）のうち当該年度6月30日現在における正会員数の20%（整数）の理事は、正会員の直接選挙により選出する。次年度の理事の数は、

理事選挙当選者の確定する前までに、次年度理事長予定者が決定する。

第21条 当該年度6月30日現在の正会員は、次年度理事の選挙権を有する。ただし、会費の納入を著しく遅滞しているものを除く。

2 ただし同一業界・団体の会員においては理事構成会員内の3分の1以下で構成しなければならない。

3 親族理事は理事構成会員内の3分の1以下で構成しなければならない。

第22条 当該年度6月30日現在の正会員は、次年度理事の被選挙権を有する。ただし、下記に掲げるものは除く。

(1) 選出委員会において、次年度の理事長および監事に選出されたもの

(2) 次年度において正会員の資格なきもの

(3) 会費の納入を著しく遅滞しているもの

(4) 前年度7月から当該年度6月までの出席率60%以下のもの

(5) 当該年度を含む理事長経験者

(6) 暴力団員不当行為防止法違反、傷害罪、暴行罪、凶器準備集合罪、脅迫罪、背任罪、脱税に関する罪などで罰金以上の刑執行後5年以内の者

(7) 禁固懲役の刑執行後5年以内の者

(8) 暴力団員でなくなってから5年以内の者

第23条 選挙管理委員会は、正会員の資格を調査し、選挙人および被選挙人名簿を作成したうえ、8月の理事選挙執行日の前5日間本会議所の事務局に備え付けて正会員の縦覧に供しなければならない。

第24条 前条名簿に著しい脱漏または誤載があった場合は、当該年度有権者において縦覧期間に理由を記載し文書をもって、選挙管理委員会に異議を申し立てることができる。

第25条 選挙管理委員会は、被選挙人名簿を選挙執行日の3日前までに到着するよう有権者に交付もしくは送付しなければならない。かつこのときまでに、選出委員会によって選出された次年度の理事長および監事の氏名を有権者に通知することを要する。

第26条 投票は有権者1人につき1票、被選出者数の同数連記制とし、かつ無記名とし、選挙管理委員会立会いのもとで選挙人が直接これを投票する。その日時・場所・方法・投票用紙については選挙管理委員会がこれを指定する。

2 やむを得ない事由により、投票日に直接投票できない有権者は、選挙管理委員会の定めた方法により不在者投票をすることができる。

第27条 開票は、当該年度監事立会のうえ、選挙管理委員会がこれを行わなければならない。

第28条 得票多数の上位者より順次理事当選者とし、下位に同数得票があつて順位定まらざる場合は、選挙管理委員会および当該年度監事立会のうえ当該得票者の当選順位を当該年度理事長の抽選により決定する。

第29条 選挙管理委員会は当選者が確定したときは、遅滞なく当

選者の氏名を理事会および正会員に通知しなければならない。

## 第6章 理事および副理事長・専務理事の指名選出

第30条 次年度の理事長は、前章に定める理事選挙により、その当選者が確定した日から総会前の理事会までに残りの理事を指名により選出する。次年度の理事長によって指名選出される理事は、当該年度の6月30日現在における正会員たることを要する。ただし、次の各号に掲げるものは、被指名人となり得ない。

- (1) 選出委員会において、監事に選出せられたもの
- (2) 第5章に定める理事選挙によって、当選が確定したもの
- (3) 次年度において、正会員の資格なきもの
- (4) 会費の納入を著しく遅滞しているもの
- (5) 暴力団員不当行為防止法違反、傷害罪、暴行罪、凶器準備集合罪、脅迫罪、背任罪、脱税に関する罪などで罰金以上の刑執行後5年以内の者
- (6) 禁固懲役の刑執行後5年以内の者
- (7) 暴力団員でなくなってから5年以内の者

第31条 次年度の理事長は、前条の理事の指名選出後、ただちに選挙により選出された理事および指名により選出された理事の全員の中から、次年度の副理事長2人以上5人以内および専務理事1人を指名により選出する。

第32条 次年度の理事長は、選出された次年度の理事および副理事長・専務理事の氏名を当該年度中に開催される総会の前までに、理事会に通知しなければならない。

## 第7章 通知・報告・承認

第33条 当該年度理事長は、本規定の定めるところによって選出された次年度の役員の名を速やかに全会員に通知しなければならない。

第34条 当該年度理事長は、当該年度中に開催される総会において、選出せられた次年度の役員を改めて報告するとともに役員の名の選出に関する経過の概要を説明し、総会の承認を得なければならない。

## 第8章 役員名補充選任

第35条 本規定によって選出された役員に欠員が生じ、その補充の必要が生じたときは、その欠員役員が所属する年度の理事長が正会員たる資格のある者より指名によって選出し、補充する。その指名選出は第30条に準じて行うものとする。

- 2 その所属する年度の理事長は、役員名補充選任が行われた以後、最初の総会において役員名補充選任に関する経過の概要を説明し、総会の承認を得なければならない。

## 細 則

**第36条** 本規定の施行に関する細則は、理事会の決議をもって定める。

## 附 則

本規定は、1984年5月13日より施行する。ただし、第22条(5)は、1985年5月13日より施行する。

本規定は、1986年1月19日より一部改正する。

本規定は、1987年1月18日より一部改正する。

本規定は、1988年1月17日より一部改正する。

本規定は、1990年1月21日より一部改正する。

本規定は、1991年1月15日より一部改正する。

本規定は、1993年1月17日より一部改正する。

本規定は、1997年9月16日より一部改正する。

本規定は、2001年9月18日より一部改定する。

本規定は、2004年9月21日より一部改定する。

本規定は、2007年1月15日より一部改定する。

本規定は、2009年7月 8日より一部改定する。

本規定は、2014年7月26日より一部改定する。